

神宮外苑地区まちづくりに係る基本覚書

東京都と6関係権利者（宗教法人明治神宮、独立行政法人日本スポーツ振興センター、一般財団法人高度技術社会推進協会、伊藤忠商事株式会社、日本オラル株式会社及び三井不動産株式会社）（以下これらを「関係者」という。）とは、神宮外苑地区全体のまちづくりと整合を図りながら、相互に連携・協力してまちづくりを推進するため、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、「東京都市計画神宮外苑地区地区計画（平成25年6月決定）」に定めた、神宮外苑地区内の緑豊かな風格ある都市景観を保全しつつ、スポーツクラスターと魅力ある複合市街地を実現することを目標に、関係者が相互に連携・協力し、まちづくりを進めることを目的とする。

（対象区域）

第2条 対象区域は、別紙のとおりとする。

（関係者の責務）

第3条 関係者は、第2条に定める対象区域において、第1条に定める目的を実現するため、誠意を持って協議を進める。

（その他）

第4条 本覚書に定めのない事項又は本覚書に疑義が生じた場合は、関係者で誠実に協議するものとする。

上記覚書締結の証として本書を7通作成し、関係者がそれぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成27年4月1日

宗教法人明治神宮宮司

独立行政法人日本スポーツ振興センター理事長

一般財団法人高度技術社会推進協会会長

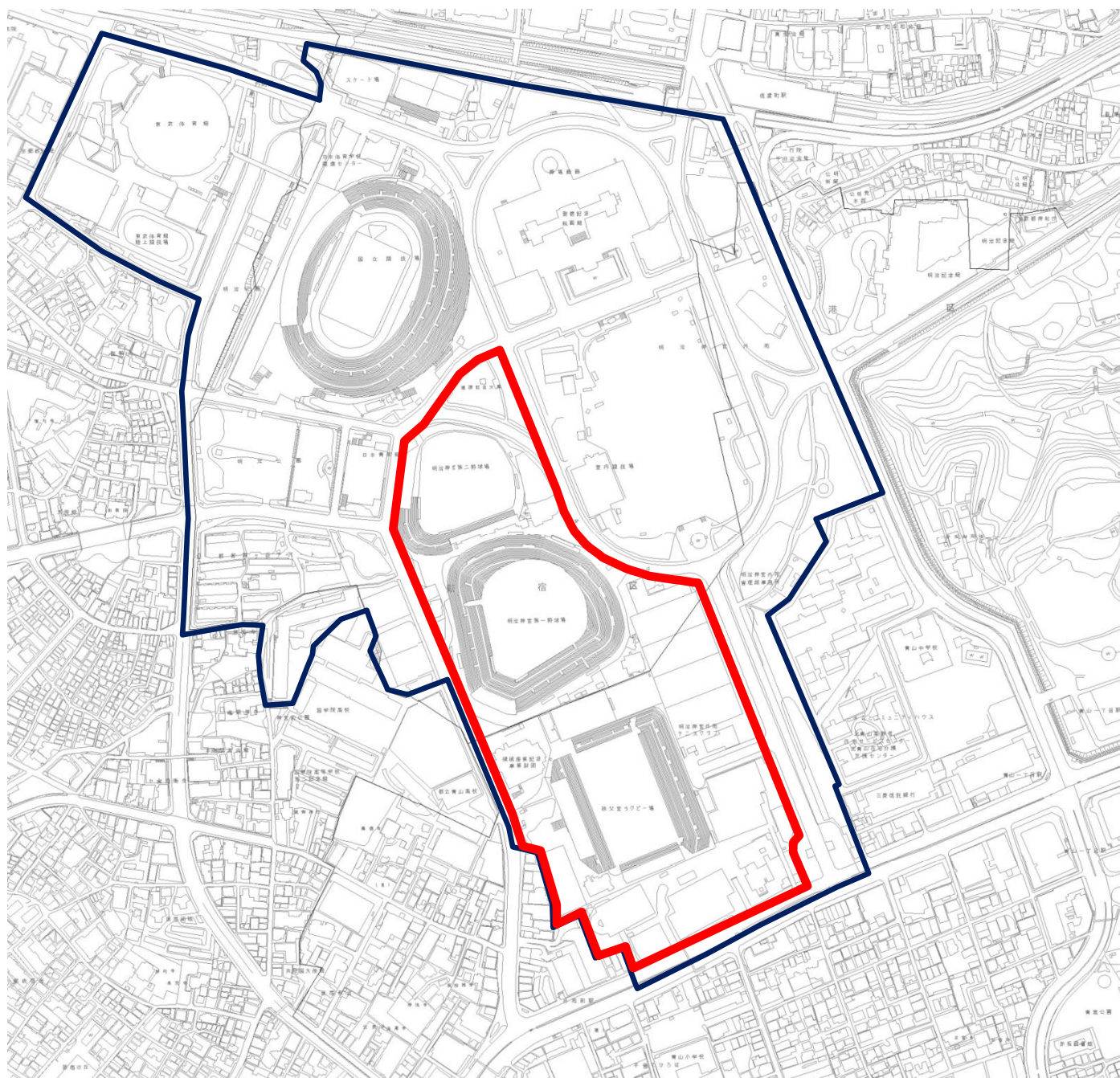
伊藤忠商事株式会社代表取締役社長

日本オラクル株式会社代表執行役

三井不動産株式会社代表取締役社長

東京都知事

(別紙)



| | |
|---|---------|
|  | 対象区域 |
|  | 地区計画の区域 |